

滋賀短期大学附属高等学校学則（抄）

第1章 総則

（名称）

第1条 本校は、滋賀短期大学附属高等学校（以下「本校」という）という。

（位置）

第2条 本校は、滋賀県大津市朝日が丘一丁目18番1号に置く。

（目的）

第3条 本校は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、高等学校教育の目的達成に努め、特に創設者の建学精神を体し、豊かな教養と技能を身につけさせ、社会の発展に寄与し得る健全有為な人間の育成を目的とする。

（課程、学科、生徒定員、修業年限）

第4条 本校の課程、学科、生徒定員及び修業年限は、次のとおりとする。

課 程	全日制課程
学 科	普通科
入学定員	普通科 250人
収容定員	普通科 750人
修業年限	3年

第2章 学年、学期及び休業日

（学年）

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第6条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第3章 教育課程

（教育課程）

第10条 本校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が毎年これを編成する。

第4章 成績の評価、卒業等

(成績の評価)

第11条 生徒の学習成績の評価については、校長が別にこれを定める。

(単位の認定)

第12条 校長は、成績評価に基づいて、単位修得の認定を行う。

(原級留置)

第13条 校長は、生徒のうち当該学年において履修した成果が満足できないと認める者、その他進級させることが教育上不相当と認める者については、これを原級に留めておくことができる。

(卒業の認定)

第14条 校長は、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者については、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(卒業の時期)

第15条 卒業の時期は、最終学年の学年末とする。

第5章 入学、転学、出席停止、休学、退学等

(入学資格)

第16条 本校に入学を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を卒業した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(休学)

第21条 生徒が病気その他やむを得ない理由で、3月をこえて出席することのできないため、休学をしようとする場合は、保護者と連署した休学願に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、校長が必要と認めたときは、その期間を延長することができる。

(留学)

第 21 条の 2 生徒が留学を希望するときは、予め別に定める留学許可願を校長に提出して許可を受けなければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30 単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

5 留学の期間は 3 月以上 1 年以内とする。ただし、1 年を経過するときは、あらためて留学許可願を提出し、許可を求めなければならない。この場合においては通算 2 年を限度とする。

(復学)

第 22 条 休学中の生徒が、その事由が消滅し復学を願い出たときは、校長は、教育に支障がないと認めた場合相当学年に復学させることができる。

(転・退学)

第 24 条 生徒が、他の学校へ転学又は退学しようとするときは、別に定める願書に本人並びに保護者が連署して校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第 6 章 保護者及び保証人

(保護者)

第 25 条 保護者は、生徒の親権者又は後見人とし、生徒の在学中その身上に関する事項について、一切の責任を負わなければならない。

(保証人)

第 26 条 保証人は、独立の生計を営む成年者であって、保証人としての責務を確実に果たし得るものでなければならない。

(保護者及び保証人の変更)

第 27 条 保護者及び保証人は、転籍、転居又は氏名変更したとき、その他身上に変動のあった場合は、すみやかに校長に届け出なければならない。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 28 条 校長は、学業、人物その他について、他の模範と認められる優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第 29 条 生徒が、学則その他の諸規則を守らず、その本分に反する行為があったときは、懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学、訓告、その他とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者についてこれを行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業成績がいちじるしく悪く、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく、まじめに修業する意志がないと認められる者

(4) 学校の秩序を乱し、その他本校生徒としての本分に反すると認められる者

第 8 章 授業料、入学料、入学検定料及びその他の納付金

(授業料等)

第 30 条 本校の授業料、入学料及び入学検定料は、別に定めるところによる。

(その他の納付金)

第 31 条 入学を許可された者は、授業料、入学料のほか、校費、施設設備費(以下「その他の納付金」という。)を納入しなければならない。

2 前項に規定するその他の納付金の額は、別にこれを定める。

(納期)

第 32 条 授業料及びその他の納付金は、あらかじめ定められた月別分納額を所定の期日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料及びその他の納付金は、年額又は学期ごとに、一括前納することができる。

第 33 条 学年の中途に転入学を許可された者は、その許可を受けた月分から、転・退学を許可された者は、許可の日の属する月分まで、授業料、その他の納付金を納めなければならない。

第 34 条 学年の中途に休学を許可された者で、休学がその月全部にわたった場合は授業料、その他の納付金は、徴収しない。

第 34 条の 2 留学を許可された者には、授業料等を減額することができる。

(納付金の不返還)

第 35 条 すでに納入した授業料、入学料、入学検定料及びその他の納付金は、事情の如何にかかわらず返還しない。

第 36 条 正当の理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料、入学料及びその他の納付金を 2 月以上滞納し、督促されてもなお納入しないときは、その生徒の出席を停止し、又は除籍することがある。

(奨学資金)

第 37 条 奨学資金の給付に関し必要な事項は、学校法人純美禮学園奨学資金支給等に関する規程に定めるところによる。

(証明手数料)

第 38 条 卒業又は成績等の各種証明書の交付を受けようとする者は、別に定める手数料を納めなければならない。

第 9 章 補則

第 39 条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- ・この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- ・生活デザイン科は、令和 4 年度入学生から募集停止し、在校生が 0 人となれば学科を廃止する。